

愛知県の特定最低賃金(3業種)の改定 ～第504回愛知地方最低賃金審議会～

令和3年10月14日、愛知地方最低賃金審議会会長は、愛知労働局長に対し、現行の愛知県特定最低賃金の時間額の引上げを改正決定する旨の答申を行いました。（令和3年12月16日発効予定）

○愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
976円から996円へ(引上げ額 20円)

○愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

948円から968円へ(引上げ額 20円)

○愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金

957円から976円へ(引上げ額 19円)

なお、「愛知県最低賃金」は、令和3年10月1日から時間額955円に改定されています。

